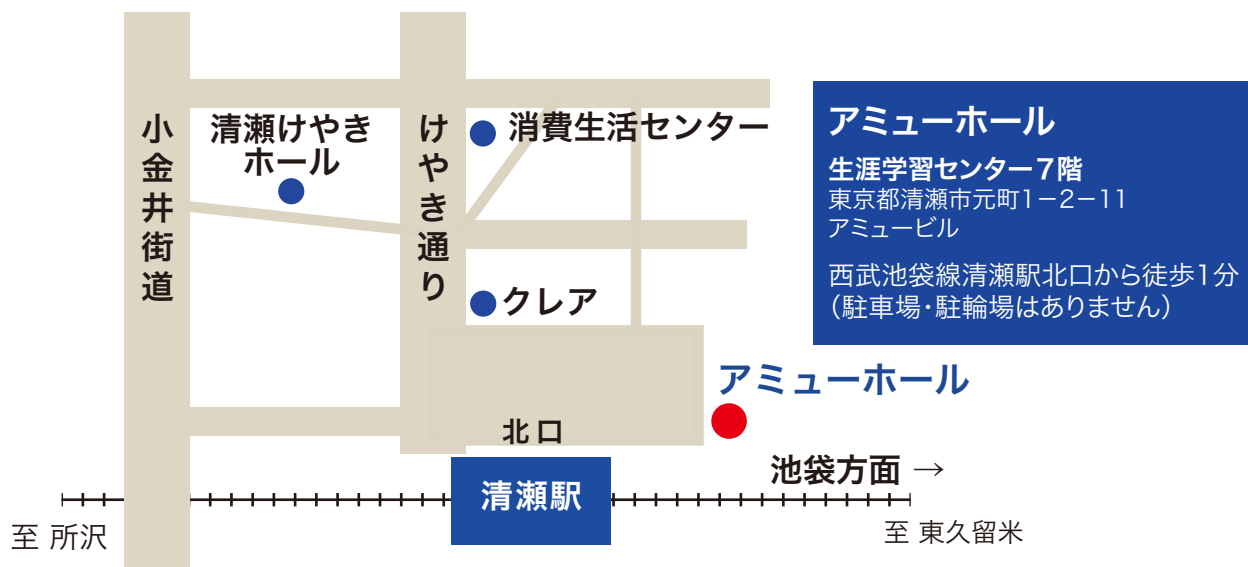


講演会について

清瀬市消費生活センターでは、平成30年度より、金融に関する学習を推進するために金融学習特別推進地区として、東京都金融広報委員会より2年間の委嘱を受け、事業を実施してきました。この度、日本テレビ「行列のできる法律相談所」でもご活躍の菊地幸夫弁護士をお迎えして、「消費者問題の本質を考える」についてお話しいただきます。消費者被害に合わないために、弁護士としてのご経験なども交えて、注意点についても教えていただきます。



■ 会場案内図



申込みについて

講演会の内容に反映させるため、よろしければ年代と性別をお教えてください。
お送りいただいた個人情報は、この講座以外の目的には使用しません。

■ 郵便往復はがき 記入方法

 往信面	〒204-0021 清瀬市消費生活センター 行 清瀬市元町二丁目4番17号	この面には 何も記入しないでください	 返信面	申請者住所 申込み者 氏名 様 消費者問題の本質を 考える 講演会参加希望 ①お名前 ②性別 ③年代 ④ご住所 ⑤電話番号 2名申込みの場合は、①～⑤ を2名分ご記入ください。
--	--	-----------------------	--	---

■ 消費生活センター窓口 申込み方法 下記申込書に記入し、お持ちください。

切り取り線

講演会参加申込書 消費者問題の本質を考える

お名前		性別	男・女	年代	代
ご住所					
電話番号					